

資料 1

関西広域連合規約 新旧対照表（改正部分抜粋）（案）

関西広域連合規約新旧対照表（改正部分抜粋）（案）

改正前			改正後		
関西広域連合規約（平成22年総行市第250号） （広域連合の処理する事務）					
第4条 （省略）			第4条 （省略）		
2 前項各号に掲げる事務のうち、同項第1号（同項第2号、 第4号 及び第6号から第8号までに掲げる事務に関する計画に係る部分に限る。）、第2号、 第4号 及び第6号から第8号までに掲げる事務にあっては 鳥取県 に係るものを、 同項第1号（同項第7号に掲げる事務に関する計画に係る部分に限る。）及び第7号に掲げる事務にあっては徳島県に係るものを除くものとする。			2 前項各号に掲げる事務のうち、同項第1号（同項 第2号及び第6号 から第8号までに掲げる事務に関する計画に係る部分に限る。）、 第2号及び第6号 から第8号までに掲げる事務にあっては、 鳥取県 に係るものを除くものとする。		
			附 則 （施行期日）		
1 この規約は、平成24年4月1日から施行する。 （負担金の徴収に係る経過措置）			1 この規約は、平成24年4月1日から施行する。 （負担金の徴収に係る経過措置）		
2 平成24年度における構成団体の負担金の額の算出に係る改正後の関西広域連合規約別表の適用については、同表総務費の部第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費の項及び事業費の部第4条第1項第7号に規定する事務に係る経費の項中「受験者数割」とあるのは、「受験者数割を基本とし広域連合長が別に定める負担割合」とする。					
別表（第20条関係）			別表（第20条関係）		
経費の区分	負担する構成団体	負担割合	経費の区分	負担する構成団体	負担割合
総務費	第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費以外の経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県 均等割 10分の10	第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費以外の経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県 均等割 10分の10	
（追加）	（追加）	（追加）	第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 和歌山県 受験者数割 10分の10	
事業費	第4条第1項第1号に規定する事務に係る経費	同項第2号から第8号までに掲げる事務についてそれぞれ負担する構成団体 同項第2号から第8号までに掲げる事務毎の負担割合	第4条第1項第1号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県 均等割（これにより難い事務に係る経費にあっては、広域連合長が別に定める負担割合）10分の10	
	第4条第1項第2号及び第6号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島県 人口割 10分の10	第4条第1項第2号及び第6号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島県 人口割 10分の10	
	第4条第1項第3号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県 人口割 10分の5 宿泊施設数割 10分の5	第4条第1項第3号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県 人口割 10分の5 宿泊施設数割 10分の5	
	第4条第1項第4号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県 及び徳島県 人口割 10分の5 事業所数割 10分の5	第4条第1項第4号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、 鳥取県及び徳島県 人口割 10分の5 事業所数割 10分の5	
	第4条第1項第5号アに規定する事務に係る経費	京都府、兵庫県及び鳥取県 人口割 10分の5 利用実績割 10分の5	第4条第1項第5号アに規定する事務に係る経費	京都府、兵庫県及び鳥取県 人口割 10分の5 利用実績割 10分の5	
	第4条第1項第5号イ及びウに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県 人口割 10分の10	第4条第1項第5号イ及びウに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県 人口割 10分の10	
	第4条第1項第7号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 和歌山県 受験者数割 10分の10	第4条第1項第7号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 和歌山県及び徳島県 受験者数割 10分の10	
	第4条第1項第8号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島県 受講者数割 10分の10	第4条第1項第8号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島県 受講者数割 10分の10	